

平成 29 年 7 月 31 日

◎弘田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会します。

(9 時 59 分開会)

御報告します。西内委員から所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡があつております。

本日の委員会は出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。

お諮りします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

◎桑名委員 西内委員の件ですけれども、所用というよりは、監査ですので、公務というようによろしく願います。

◎弘田委員長 はい。公務ですので、よろしく願います。

日程については、御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目については、出先機関の調査をした中で課題と思われる項目を正副委員長で選定しております。委員の皆さんには、項目について御了承願いたいと思います。

また、土佐市及び宿毛市から当委員会が受けた要望についても議題としております。土佐市、宿毛市に対しては取りまとめた措置結果等について、当委員会から通知することとします。

本日の委員会の審査の方法は、取りまとめの項目につきまして執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますのでよろしく願います。

《危機管理部》

◎弘田委員長 最初に危機管理部について行います。

議題に入る前に、危機管理部長から、報告をしたい件があるとのことなので、これを受けることとします。

◎酒井危機管理部長 説明に先立ちまして、7 月 22 日土曜日にちばさんセンターで開催されました「子育て応援団すこやか 2017」におきまして、賞味期限切れの保存食を配布した件につきまして、おわびと経緯の報告をします。

経緯としましては、イベント会場におきまして、南海トラフ地震に対する備えに関するアンケートにお答えいただいた方にお礼としてお渡しした白米の保存食 310 食中に、賞味期限が平成 29 年 4 月の物が 26 食混入していたものです。この保存食は県が備蓄食料として保管しているもので、賞味期限切れとなる物の入れかえの時期に合わせて、有効活用するために、訓練やイベントで配布しているものです。

今回イベント会場で配布を受けた方から御指摘があり、賞味期限を確認したところ、50

食入りの1箱の賞味期限が切れておりました。すぐに問題のあった箱からの配布を中止しましたが、多くの来客が続いていたことから現場から上司への報告が行われず、回収の初動対応ができませんでした。その後、南海トラフ地震対策課に配布を受けた方から御指摘の御連絡があり、上司が状況を把握したことから、直ちに会場での放送や掲示等による回収を行うように指示し、対応を行いましたが、既に配布済みであった26食は回収することはできませんでした。

当日夜のテレビニュース、翌日もテレビ、ラジオ、新聞でおわびと廃棄の呼びかけさせていただき、2名の方からは連絡をいただきましたが、全数の所在を把握するには至っておりません。なお、現時点におきまして、保存食を食べて体調を崩したとの連絡はございません。

このことは、県民の県政への信頼を損ねるものであり、議会、県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の件は、倉庫に保管されている物は全てが賞味期限内であるとの思い込みで賞味期限の確認を怠ったということと、上司への報告がおくれ、十分な初動対応が行えなかったことが原因です。今後このようなことを繰り返さないよう、思い込みの排除、確認の徹底、迅速な上司への報告を部内で共有したところです。職員一同が県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。

私からは、以上です。

◎弘田委員長 いろいろなイベントに活用するという趣旨自体はいいことだと思いますので、これからも、今部長が説明されたとおりに注意されて、行ってもらいたいと思います。

それでは引き続き、土佐市から要望のあった「南海地震対策の強化（避難道、避難場所等の整備・高台移転計画の推進支援）」について、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎窪田南海トラフ地震対策課長 それでは危機管理部の青いインデックスのついた資料をお願いします。

土佐市の南海地震対策の強化につきまして御説明させていただきます。

要望の内容につきまして、土佐市に確認しましたところ、避難道、避難場所等の整備は一定土佐市では進んできましたが、市が計画しております保育所等の高台移転、公共施設の高台移転への財政支援でございました。これまで、避難道、避難場所等、避難空間の整備につきましては、県の交付金を活用して整備を進めていただきました。今後は、高台移転等につきましては、平成32年度まで延伸されました緊急防災減災事業債などを活用して、早期の整備を進めていただきたいと思いますと考えております。

しかし、南海トラフ地震の切迫度は年々高まってきておまして、防災・減災の取り組みを停滞させることなく、さらに充実を図る必要があります。このため、地震・津波対策

に必要な財源確保や、制度の柔軟な運用による財政支援につきましては、10 県知事会議を通して、これまで国に提言してまいりました。今後も引き続き、さまざまな機会をとらえまして、国に対して強く要望していきたいと考えております。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎弘田委員長 次に、健康政策部について行います。

まず、宿毛市から要望のあった「沖の島地区の医療確保について」、医師確保・育成支援課の説明を求めます。

〈医師確保・育成支援課〉

◎家保健康政策部副部長兼医師確保・育成支援課長 健康政策部の資料の赤いインデックス、医師確保・育成支援課のページをお願いします。

沖の島につきましては、県内の数少ない有人離島ということで、従前は常勤医を1人配置しておりました。ただ、年々人口が減り、外来の数も1日9人とか8人という状況が続いた結果、さすがに常勤医を配置することが不可能になりました。

平成26年度から非常勤医体制になり、今年度は、高知医療センターが1泊2日で、それから大月病院が1泊2日で実質的には週4日、月曜日を除けば一定時間ドクターは確保できる形をとっております。宿毛市も、やはり遠距離になりますので医師の滞在をできるだけふやしたい。それから、渡船が朝と午後しかありませんので、夏の磯釣りの少しおさまった時期では、渡船をチャーターしていただいて、大月病院であれば柏島から沖の島へ行くと。大体あそこが15分ぐらいで行きますので、そういう意味で、市役所も、大分医師に配慮していただいている、医師側もその点は十分理解しておりますので、現状の外来の数が続くようであれば、一定期間は続けていけないと思っております。

やはり、地元住民の方にとってみると、医療の確保は大事なことです。県としても引き続きしっかりと支援をしてまいりたいと思っておりますし、最近では沖の島と大月病院の間はICTで結ばれておりますので、土日等看護師がいらっしゃれば、大月病院でコンサルができる形になっております。ほとんど初診じゃなく継続の患者ばかりですので、そういう意味でいうと、遠隔診療なども比較的落ちついているかなと思っております。

役場のほうは、去年も常勤医の採用にはかなり努力してございまして、一度見学まで来られたとも聞いておりますが、残念ながら成約に至らなかったということです。引き続き努力していただくと聞いておりますので、県としても従前どおりの取り組みと、できるだけ

島民の方々の期待に応えられる形で、医療の維持を図っていきたいと思っております。以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 救急の場合は、ヘリコプターの対応になるのか、高速船の対応になるのか。

◎家保健康政策部副部長兼医師確保・育成支援課長 渡船をチャーターして宿毛市の母島まで行くパターンが多うございます。それから、去年は一度ドクターヘリを使って、沖の島にはヘリポートが小学校の上のところにありますし、たまたま場所が弘瀬で南のほうでしたので、堤防の上へおとりて搬送しましたので、そのあたり、救急隊はきちっとやっていただいていると思っています。

◎桑名委員 医療センターからドクターヘリが飛ぶと思うんですけど、沖の島までは大体何分ぐらいで行くんですか。

◎家保健康政策部副部長兼医師確保・育成支援課長 天候がよければ25分ぐらいで行きます。ピックアップをして、医療センターではなくて、幡多けんみん病院に必要な応じて行きます。あと、患者が戻るには、医療センターへ連れて行くよりは、対応できるのであれば、患者を幡多けんみん病院に収容するパターンになると思います。

◎中根委員 海が荒れたりする予報があると、1泊2日でなく、交替ができそうにないときは、緊急な対応をしているんですか。

◎家保健康政策部副部長兼医師確保・育成支援課長 渡船が出ないというときは、休診をせざるを得ないことはあります。逆に、一旦渡って急遽帰れなくなった場合は、島にとどまることもありますし、急患が出たときに一度渡船で帰ることがあります。

私も一度、沖の島に行ったときに帰りの便が出なくなって1日泊まったことがありますけれども、そういうパターンも状況に応じて、医師側とかスタッフの安全管理の問題もありますので、そのあたりは、宿毛市と話をしながら適切に対応しております。

◎久保委員 要望は沖の島ですけど、鶴来島の医療体制はどんなになっていますか。

◎家保健康政策部副部長兼医師確保・育成支援課長 鶴来島につきましては、今が20人か30人ぐらいだったと思います。月に1回、幡多けんみん病院からドクターが行っている形になります。あくまでも慢性疾患の患者ですので、現在、通常の診療でも大体30日処方がふえてきておりますので、そうそう頻回に行く必要はないかなと。

もし必要であれば、渡船を使っただけか機材も何もないところでできる診療行為は限られますので。沖の島の場合は、診療所が弘瀬と母島にありますので一定の機材はありますが、鶴来島については、そういう機材が全くありませんので、やれることは限られているかなと。

◎久保委員 さっきの桑名委員の質問と同じですけど、鶴来島にはドクターヘリの着陸するところはあるんですか。

◎家保健康政策部副部長兼医師確保・育成支援課長 今のところはなかったと思います。

◎久保委員 小学校のグラウンドには、そう簡単にはおりれんですか。

◎家保健康政策部副部長兼医師確保・育成支援課長 やはり一定の面積が必要となりますし、進入経路とかいろいろなことがあると思いますので、そのあたり、市のほうも考えておられるかどうか、直接お話を伺ったことはないのですが、よくわかっておりません。

◎久保委員 ぜひ、鶴来島のドクターヘリの着陸云々、ちょっと調べて教えてください。

◎弘田委員長 資料をまた後ほどお願いします。

ほかにございませんか。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

次に、「難病の方へのボランティアの活用など支援策について」、健康対策課の説明を求めます。

〈健康対策課〉

◎清水健康対策課長 当課からは難病相談支援センターからの要望事項について説明させていただきます。

それでは、お手元の赤色のインデックス、健康対策課のページをごらんください。まず、介護療養病床への入院転院に当たって、リハビリが提供されている医療機関を探すことが難しいため、医療機関によっては希望するリハビリを受けられないとの話がありました。本県におきましては、難病医療に関する関係者の相談先として、難病医療コーディネーターを拠点病院である高知大学医学部附属病院に委託し、配置しており、患者に合わせて柔軟な情報提供を実施しているところです。今後とも、引き続き情報提供を実施していくとともに、本制度について、有効に活用していただくためにも周知を徹底させていきたいと思っております。

続きまして、難病の患者に対する医療等に関する法律に係る国への働きかけの話がありました。この法律は公平かつ安定的に医療費を助成することを目的に、平成27年1月に施行されたものであります。対象疾患もこれまでの56疾患から330疾患にふえております。また、難病患者の認定基準として、新たに重症度分類を用いた審査を行うこととなっております。なお、重症度を満たしていない方でも、月ごとの医療費総額が3万3,330円を超える月が年間3月以上ある場合には、軽症者特例として認定できる仕組みになっております。国では法施行後5年以内に検討を加えるとの内容になっておりますので、今後はその状況を注視し、対応してまいりたいと考えております。

最後であります。要望事項にございました傾聴ボランティア補助につきましては、難病相談支援センターの委託先である難病団体連絡協議会に要望内容を確認したところ、傾聴ボランティアがあればよいとの思いで発言したが、仮に県の補助があったとしても、難

病団体連絡協議会で、本事業に必要な人員を確保することが難しいとのことで、要望内容の取り下げがありました。

県では、これまで難病患者への支援として、患者の診断直後の不安な気持ちの受けとめや、治療、介護、就労、雇用継続等のさまざまな問題に関して難病相談支援センターにおけるピアカウンセリングや郡部への出張相談等にも取り組んでおります。その中で、相談場所に来られない在宅患者に対しても対応できるよう、平成 28 年からピアカウンセラーによる電話相談も開始したところで、今後とも引き続きこれらのサービスを用いて支援してまいりたいと思います。

以上で、健康対策課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎中根委員 難病センターの方たちと県の協議は、定期的に行われるのでしょうか。

◎清水健康対策課長 県の担当者、また相談支援センターと適宜情報交換しながら、また協議会等がありましたら、難病相談支援センターの方々にも出席していただいて、必要な発言また改善等の要望等を出していただいております。

◎中根委員 協議会などはもちろんですけども、難病の方たちが法改正までに 5 年間と言っても、結構長い時間ですよ。ですからその間に、具体的に難病患者の皆さんが直面していることを、法改正に携わるというか提案もできる立場である県が、細かく意思疎通を図っていくのは、とても大事なことだと思うんです。ですから、協議会だけではなくて、適宜いろんなことがあればすぐに、県にこれはどうなんでしょうかというような体制になっているかどうかを知りたかったんですけども。

◎清水健康対策課長議長 県の担当者とセンター、特にセンター長としっかり意思疎通をしております。定期的に週 1 回以内のペースで会っていることもありますので、その部分については、適宜問題なく要望等ありましたら、しっかり検討させていただいております。

◎桑名委員 ボランティアの要望が取り下げになったということで、これは人がいないということなんですが、何か資格とか資質とか、どういった人がボランティアとして必要なのか。またいなければ、県としてそういった人を養成していくことも必要ではないかなと思うんですけども、そこら辺ちょっと内容を教えていただければと思います。

◎清水健康対策課長 まず要件ということについてですが、難病とはそもそも何かということになりますと、発病の機構が明らかでなかったり、患者数が人口の 0.1% 程度に達していないですとか、非常に普通の疾患と比べて難病と書いてあることで、難しいものなので、だれもが気軽に、じゃあちょっと傾聴ボランティアをやってみようかとかできるものではないというのがまず前提としてあります。

ただ、やはりそういった患者の話聞くというニーズはある以上、何らかの対応はした

いと思っております、そこでピアカウンセリングの養成研修といった研修をこの難病相談支援センターにお願いして、実施していただいております。そこで必要な知識を伝授させていただくとともに、そういった方々が、どこまでできるかは置いておいて、実際、電話相談等も受け付けておりました、その電話相談も活用させていただく中で、そういったお話を聞いて、しっかりその気持ちを受けとめていただくことができたなどは考えています。

◎桑名委員 そしたら、これからまずそういった研修とかは県としても続けていって、人材をこれから養成していくという方向性でよろしいわけですかね。

◎清水健康対策課長 はい。いわゆるこのピアカウンセリング研修は、引き続き続けます。ただ、高知県は面積が広いですし、人の確保とかを患者会とも適宜相談しながらいきたいと思っておりますので、今の時点では、電話相談のほうもしっかり拡充させていって、相談を受け付けておりますが、今後どの形で進めていくかは、また引き続き検討させていただきたいと思っております。

◎弘田委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

次に、地域福祉部について行います。

《地域福祉部》

◎弘田委員長 「子ども食堂を県内に広めていく上での県に求められる役割について」、児童家庭課の説明を求めます。

〈児童家庭課〉

◎山本児童家庭課長 まず委員長、副委員長を初め委員の皆様方には、去る5月10日に、子ども食堂の実施団体4団体からの概況説明、並びにそのうち2団体の開設状況の現地視察を行っていただきました。本日は、子ども食堂を県内に広めていく上での県に求められる役割について、子ども食堂に対する支援の県としての基本的な考え方と支援の現状等に関して、お手元の危機管理文化厚生委員会資料に基づき御説明させていただきます。

まず、支援の基本的な考え方ですが、資料の1ページをお願いします。4月の業務概要委員会において御説明させていただきましたように、県では、日本一の健康長寿県構想の柱の一つとして、厳しい環境にある子供たちへの支援を位置づけ、その取り組みの中でも、特に今年度重点的に取り組むものとして、子ども食堂の開設や運営などのサポートを積極的に行っていくこととしております。食事を通じて子供や保護者の居場所となります子ども食堂の取り組みは、現在多様な形で県内に広がりつつあり、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、また地域で子供たちを見守る場となる機能が期待されておりますことから、

県内の公立小学校区全てでの設置運営を目指してまいりたいと考えております。

このため、1 ページの中段にありますように、子ども食堂の検討、立ち上げの段階から、また活動の継続充実の段階に至るまで、実施団体のそれぞれの実情に応じました伴走型の支援を高知県社会福祉協議会等と一体となって行っていくこととしております。

また、中段の右にありますように、高知県子ども食堂支援基金を設置して、出資に賛同いただける皆様からの寄附を募りまして、県費と合わせて基金を造成しますとともに、子供たちを社会全体で支える機運の醸成も図っていくこととしております。

次に、現時点での支援の状況等につきましては、2 ページをお願いします。

まず、「1 検討・立ち上げ段階の支援」ですが、こちらにつきましては、これから子ども食堂を始めようとする皆さんに参考にしていただくための開設・運営の手引書を作成し、次の二つ目の丸にあります開設準備講座での説明等に活用しております。

次の二つ目の開設準備講座は6月25日に高知市、7月10日に安芸市、14日に四万十市の3カ所で開催し、3会場で合計76名の皆様に参加をいただいております。子ども食堂を運営されている方の実践発表を聞いた後、実際子ども食堂を開設するに当たって何が必要になるのか等を参加者で話し合っていたところでした。

また、三つ目の丸ですが、こうした取り組みとあわせまして、各種助成事業の紹介や子ども食堂に関する問い合わせへの対応など、伴走型の支援についても、本年4月から高知県社会福祉協議会にコーディネーター2名を配置しまして、県と連携して対応いただいているところです。

次に、「2 活動の継続・充実への支援」です。一つ目として、関係者間での情報共有や交流を図るため、子どもの居場所づくりネットワーク会議を年4回開催することとしております。4月19日に開催しました今年度第1回目の会議におきましては、子ども食堂の運営団体の方や各市町村社会福祉協議会、大学生などさまざまな立場の方に集まっていただき、子ども食堂を継続して運営していく上でのボランティアや資金の集め方、また子供や保護者への周知方法などについて、積極的に意見交換を行ったところです。今後は、食材を提供する仕組みづくりなども検討してまいりたいと考えております。

また、二つ目の丸ですけれど、真に支援の必要な子供たちや保護者を子ども食堂につなげるために、スクールソーシャルワーカーや民生委員、児童委員の皆様のお力添えがぜひ必要と考えております。そのため、6月にも実施しておりますが、今後も、こうしたソーシャルワーカーや民生委員、児童委員などの各種会議の場に出向かせていただき、日ごろかかわっている子供たちや保護者の方々を必要に応じて子ども食堂につなげていただきますように、御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、「3 高知家子ども食堂登録制度」です。月に1回以上の定期開催や安全面の確保等、県が定めております一定の要件を満たした子ども食堂を県に登録していただき、県のホー

ムページを通じて、子ども食堂を立ち上げたい方や利用したい方に活動状況や開催状況などの情報を発信しておるところです。8月以降の開催予定も含めまして、7月25日現在で13団体17カ所の子ども食堂の登録をいただいております。

次に、「4子ども食堂支援事業費補助金」です。先ほど御説明しました高知家子ども食堂登録制度に登録いただきました子ども食堂を対象とした補助制度です。開設に当たり必要となる調理器具などの備品に対して、1カ所1回限り10万円以内、また運営に要する経費として食材費や会場使用料、またボランティア保険などに使っていただきますよう、1回当たり6,500円以内を補助するものです。こちらについても7月25日現在ですが、8団体10カ所の子ども食堂に対して交付決定を行っているところです。

最後、「5高知県子ども食堂支援基金」です。こちらについては、これまで県のホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞など各種のメディア等の広報を通じた広報を行いますとともに、経済団体の総会等にも出向きまして、寄付募集のチラシの配布及び協力依頼、また県外事務所を通じての高知県人会総会やさまざまな交友会等での寄付募集のチラシの配布などを行ってまいりました結果、平成29年度分として、7月25日現在で14件43万9,000円の御寄附をいただいているところです。

次に、最後になりますけれど、資料の3ページをお願いします。参考として、県で現在把握しております子ども食堂を県の地図に落としたものです。これは7月30日現在となっておりますが、8市5町において、28団体が33カ所で子ども食堂を開催しております。去年に比べますと大幅に子ども食堂の開設が進んでおりまして、着実に取り組みが広がりつつあると認識しているところです。

子ども食堂については、開催頻度としては月1回、週1回といった定期開催のところもあれば、夏休みとかの長期休暇に限定して開催するところなどもございます。それぞれの実施団体が自分たちでできること、してあげたいことをいろいろと工夫をして取り組まれておりまして、いろいろなイベントを取り入れたり、また学習とセットで子ども食堂を開催されたり、料理教室的なものなど、子供を中心に据えて本当に多様な取り組みが行われているところです。今後もこうした取り組みの輪を広げていくことにより、子供たちが安心して過ごすことができる居場所の拡大を、県として積極的に目指してまいりたいと考えております。

以上で、児童家庭課の説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎中根委員 さまざまな状況、地域地域にある中で、子供たちが来る頻度、大体、1人の子供が週1回やってるところなどは毎週来ているかとか、いろんなつながりをつくる上では、接触する頻度が高まるのは1番大事だなと思うんですけど。いつもばらばらの人が来ているのか、月1のところはわかりにくいかもしれないけれど、参加頻度はどんな感じ

ですか。

◎山本児童家庭課長 週1回のところは、まだ数的にはかなり少ないんですけど、月1回のところがメインと考えていただいたらいいと思うんですけど、一定、最初的时候にいろんなスクールソーシャルワーカーからつないでいただいたり、個別の事例で言えば、近くの公園に行ってチラシを配ってという形で、まず一遍来ていただいた子供については、比較的継続的に来ていただいているとは伺っております。

◎中根委員 そういう子供が来て、そしてお父さんやお母さんものぞくようになり、地域の輪の中で、食事とか対話とかが本来の目的だと思うので、ぜひ長い目で見る必要がある事業かなと思うんですけども、こんなに一気に広がったんだなと思ってちょっとびっくりしています。頑張って支援をしていただきたいと思います。

◎桑名委員 この子ども食堂で1番大事なのこれから継続していくことだと思うんですけど、その中で食材の確保は1番問題になると思うんです。この間も新聞に出ていましたけれど、農家の方が、全部無償で提供するという。そんな人ってそんなにいるわけじゃないし、今後どうやって食材の確保を、食材さえあれば、多分この月1回が2回となっていくことも期待されるんですけども、かと言って、行政がずっとそれを支援し続けるというのも、なかなか難しい問題であろうかと思えますけれども、どう考えていますか。

◎山本児童家庭課長 今現在は、フードバンクの方にかなり積極的に御協力をいただきまして、ほぼ全ての子ども食堂がフードバンクと連携しながら、新聞に出ていた野菜もフードバンクを経由して、各食堂の食材として提供されております。

そういった自主的にやっていたところと、個別に地域のスーパーとか商店街に話をもち込んで、実施団体ごとでやっているところもあるんですけど、できればそちらを県全体として、また市町村単位といった形でネットワーク化が図れないかといったことも、先ほどちょっと説明いたしましたけれど、ネットワーク会議で、次のテーマとしてお話をさせていただきたくないと考えております。

◎久保委員 子ども食堂、ネーミングはそうなんですけれども、親御さんなんかも一緒に来ていただいて、そこで地域の方と顔見知りになって、この間、委員会で行ったときも、いろんなお話も聞いて、顔を覚えてもらって、何となくそこで頑張っていこうみたいになってというお話も聞いたんですけども、親御さんが来る割合はわかりますか。

◎山本児童家庭課長 現場へ行って見たときには、お母さんとお子さん1人2人とかのペアが結構、多い気がしました。

あと、子ども食堂とはいえというお話もございましたけれど、子供が来なくても、地域のちょっと引きこもりがちやった方に来いやと声をかけて、そういった方に来ていただけたらとか、子ども食堂プラス地域食堂みたいな形での広がりも持ってやられているところもございます。

◎久保委員 今、課長が言ったそっちもうんと大事やと思うがですね。子供だけが対象じゃなくて、子供が来なくても大人の方だけでもということもそうなんですね。それと最初に私が聞いたのは、子供だけが来る方を仮に 100 としたら、そこへ親御さんも一緒に来る方は 100 人のうちどれくらいの割合かなと思って。やっぱり子供だけが多いのか。

◎山本児童家庭課長 それは地域によります。南国市のちょっと小ぢんまりしたところやったら、結構親御さんと子供とセットでというところもありますし、比較的大人数の方が来られるところでも、子供に子ども食堂が定着してるところは、子供だけでグループをつくって来られているところもあります。

◎久保委員 ぜひ、引きこもりの大人の方なんかにもアピールしてあげたらいいと思うことと、今ずっと我々がお聞きしているのは、最後の A 3 の資料も含めて県内ですけれども、県外の子ども食堂とのネットワークというか、他県ではどうしていて、それを参考に高知県もしていこうだとか、逆に高知県が結構先進的な取り組みをしていて、それを他県の方に参考にさせていただくとか、そういう全国的な子ども食堂のネットワークの協議会みたいなのはあるんですか。

◎山本児童家庭課長 東京で、結構早目に取り組みされた豊島区の WAKUWAKU ネットワークという NPO があるんですけど、そちらが主催となりまして、全国の子ども食堂のネットワーク会議があります。それで、5 月の子ども食堂全国ツアー in 高知も、そのネットワークと連携を図りつつやったところですよ。

◎浜田（豪）副委員長 香南市でもここに出ておりますとおり、コトコトが 6 月からできて、私も一度、自分の子供も連れて行ってみました。先ほどの久保委員のお話じゃないですけど、香南市はまだ 2 回目ということと子育て世帯が野市町が多いということで、非常ににぎやかというか、11 時から 2 時までの間にひっきりなしにお客さんが来ていて、それで運営の香南市社会福祉協議会の方とお話をしたら、最初なので本当に、中根委員の言うように先の長い話というか、本当に今のところはまさにぎゅうぎゅうで、それこそ本来目指しておるべき姿ではなくて、人気のカフェがオープンしたみたいな状況なわけですよ。

でも、運営者の話を聞くと、少し時間をふやすとか、月 1 を月 2 にするとかして、それこそ学習とセットであったり、本来子ども食堂に求められている役割を果たしていきたいということがあります。今一気にふえておりますので、そこそこ認知されながらもちょっと親を含めて、どんなところかと行っておると。だから、桑名委員の話もありましたけれど、きちんと継続していけるように、これを小学校単位でふやしていくとなると、本当にどうなるのかなということもありますし、かといって多様性がまさに子ども食堂の一番の売りである。いろんな形がそれぞれあって、それを選択できれば香南市でもいろいろ行くところもできるんじゃないでしょうか、本当に長い話になるというか、大変でしょうけれど、本当

にぜひ御支援のほどよろしく申し上げます。

◎弘田委員長 要請ということですね。ほかに。

そしたら、私から一つだけ。子ども食堂登録制度で、現在 13 団体 17 カ所登録されておると。補助金が 8 団体への 10 カ所ということは 5 団体 7 カ所は、自分で運営をされておるといことなんですけれど、これは自立をして自分たちでやり始めているという理解でよろしいでしょうか。

◎山本児童家庭課長 補助金を受ける前には登録をという話になっておりますけれど、実際、具体で申し上げますと、こども広場、川上食品とかは既に自分のところの事業の、営業の一部みたいな形でやられておりますし、そういった形、一応子ども食堂を県として広げていきたいというのには賛同いただいておりますし、登録してしっかりと、という形で登録はいただいておりますけれど、お金までは要らないというところも、これからもいっぱい出てくると思っております。

◎弘田委員長 わかりました。さまざまな団体があると思うんで、それぞれに対して、県ができる支援をしていけたらいいんじゃないかと思っております。

例えば、先ほど桑名委員が言われた食材の提供については、重要なことと思っておりますので、ぜひ協議会等で話をさせていただければと思っております。

質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の委員会を閉会します。

(10 時 43 分閉会)